

・令和三年八月七日(土)・

【予習史料】

- ① 以書附手續申上候
- ② 阿賀崎新田村藤助代百姓代輪一郎申上候、
- ③ 昨酉年十月中御村卯助役介人太郎蔵
- ④ 船^江鯡取粕八拾本余積入、上乘二次郎^与
- ⑤ 申者差添、藤助^与右兩人を讃州内^江
- ⑥ 売捌^ニ差遣候処夫々売捌、金子
- ⑦ 八拾両余取集請取帰船仕候節、備前国
- ⑧ 下津井^江船掛りいたし、同所^{ニ而}右金子
- ⑨ 被盜取候趣藤助手前へ申越、早速
- ⑩ 藤助代人同所へ遣シ得^与承合種々
- ⑪ 手配りいたし所々相尋候得共盜賊手
- ⑫ 掛り無之、無扨太郎蔵船玉島湊へ
- ⑬ 乘帰り盜賊手掛り有之候迄右船

- ⑭ 預り置候旨太郎蔵へ対談仕、右之趣
- ⑮ 当村役場^江申出、其御筋^江奉御届
- ⑯ 置度旨申候処、不容易事故倉敷村
- ⑰ 役場へ相届可申様被申聞、則添書を以
- ⑱ 罷出候処、太郎蔵御糺之上同人始末書
- ⑲ 当村へ御差向^ニ相成、当村役場^方其旨
- ⑳ 委細被申聞、然ル上^者藤助^者素^方
- ㉑ 太郎蔵右掛り之者精々盜賊可相尋
- ㉒ 旨被申付、此段太郎蔵へも申聞実意
- ㉓ を以盜賊穿鑿いたし、手懸り有之候迄ハ
- ㉔ 右船預り置候儀太郎蔵納得之上引分れ
- ㉕ 申候、其後更^ニ手掛りも無之罷過候処

〈読み下し文〉

書附を以て手続申し上げ候そうろう

阿賀崎新田村藤助代百姓代輪一郎申し上げ候。昨酉年十月中御村卯助役介人太郎②
蔵船へ鮠取粕八十本余り積み入れ、上乘三次郎と申す者差し添え、藤助より右兩にしんとりかす
人を讃州内へ売り捌きに差し遣わし候処夫々売り捌き、金子八十兩余り取り集め⑥
請け取り帰船仕り候節、備前国下津井へ船掛りいたし、同所にて右金子盗み取つかまつ
られ候趣藤助手前へ申し越し、早速藤助代人同所へ遣し得と承け合い種々手配り⑤
いたし所々相尋ね候えども、盗賊手掛かりこれなく、よんどころなく太郎蔵船玉とく
島湊へ乗帰り盗賊手掛りこれあり候迄右船預り置候旨太郎蔵へ対談仕り、右の趣⑩
当村役場へ申出、その御筋へお届け置き奉りたき旨申し候ところ、容易ならざたてまつ
る事ゆえ倉敷村役場へ相届け申すべきよう申し聞けられ、則ち添え書を以て(申し聞かされ、申し聞かせられ)
罷り出候ところ、太郎蔵御糺しの上え同人始末書当村へ御差し向きに相成り、当⑬
村役場よりその旨委細申し聞けられ、然る上は藤助はもとより太郎蔵右掛り(申し聞かされ、申し聞かせられ)
の者精々盗賊相尋ねるべき旨申し付けられ、この段太郎蔵へも申し聞け実意を以(申し聞かせ)
て盗賊穿鑿いたし、手掛りこれあり候までは右船預り置き候儀太郎蔵納得のうえ⑭
引分れ申候、その後更に手掛りもこれなくまかり過ぎ候ところ⑮